

道保第 88 号の 2  
令和 4 年 7 月 19 日

一般社団法人  
静岡県建設業協会会長 様

静岡県交通基盤部長



令和 4 年度道路工事執行計画表のホームページ掲載と  
公表方法の変更に関する建設業協会への周知について

このことについて、「道路工事執行計画の公表実施方針」及び「道路工事執行計画の公表実施要領」を別添のとおり一部改正したことにより、道路工事執行計画表の公表方法を下記のとおり変更しました。

ついては、各土木事務所のホームページに「令和 4 年度道路工事執行計画表」を掲載しましたので、貴協会員への周知をお願いいたします。

#### 記

#### 1 主な改訂内容

- ・道路工事執行計画表の公表方法について

県民サービスセンター（県庁東館 2 階）及び各土木事務所（総合庁舎）における紙媒体での公表から、各土木事務所ホームページに掲載する方法に変更する。

#### 2 施行日

令和 4 年 7 月 4 日

#### 3 添付資料

- ・「道路工事執行計画の公表実施方針」（改正後）
- ・「道路工事執行計画の公表実施要領」（改正後）

#### 4 掲載場所

- ・以下 URL に、各土木事務所ホームページへのリンクを掲載する。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-210/2022-dourokoujikeikaku.html>

担当 道路局道路保全課  
道路管理班 手島  
電話番号 054-221-3488  
FAX 番号 054-221-3337

# 道路工事執行計画の公表実施方針

## 1 趣旨

道路の改良、維持・補修、電線の架設、水道管の敷設などのための道路工事に関しては、「同一箇所でも反覆して工事が行われると不経済である」、「交通規制の箇所が事前に分からず道路利用者が予定外の不便を強いられる」という課題がある。

これまでも、バス会社などの大口利用者を交えた「道路工事執行連絡協議会」において工事計画を調整してきたところであるが、今後は、この取組みに加え、道路工事に関する情報をできるだけ早く道路利用者に提供することにより、道路利用者の利便を高め、道路工事の必要性や交通規制の内容について一層の理解と協力を得て、道路工事の適正な執行と道路交通の円滑を図るものである。

## 2 公表方法

- (1) 各土木事務所ホームページにおいて、公表（自由閲覧）。

工事計画は、あくまで予定であり、必ずしも計画どおり執行されるものではない旨を明記

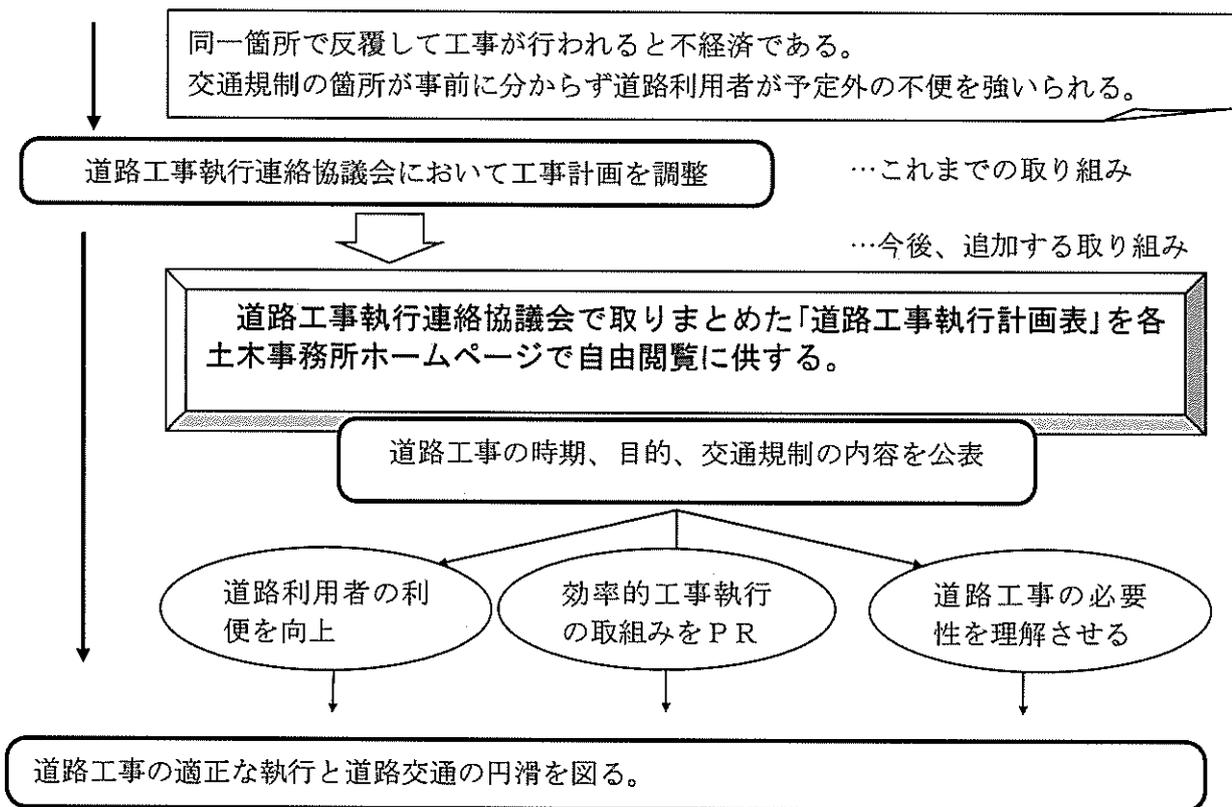
- (2) 類似の公表制度として「公共工事に係る発注の見通しに関する事項等の公表」があるが、公表の目的や対象、公表項目が異なるので調整は行わず、発注情報の公表があることを紹介。

## 3 実施手順

土木事務所、関係企業などと事前調整した上で、実施要領（別添案）を制定する。

- \* 平成13年度に各土木事務所ごとに行われる執行連絡協議会の場で公表を検討している旨を伝え、平成14年度に実施要領案を提示して土木事務所に意見照会し、概ねの了解を得た。

## 4 実施イメージ



## 道路工事執行計画の公表実施要領

### 1 趣旨

道路の改良、維持・補修、電線の架設、水道管の敷設などのための道路工事に関しては、「同一箇所を反復して工事が行われると不経済である」、「交通規制の箇所が事前に分からず道路利用者が予定外の不便を強いられる」という課題がある。

このため、バス会社などの大口利用者を交えた「道路工事執行連絡協議会」において工事計画を調整し、併せて道路工事に関する情報をできるだけ早く道路利用者に提供することにより、道路利用者の利便を高めるとともに、道路工事の必要性や交通規制の内容について一層の理解と協力を得て、道路工事の適正な執行と道路交通の円滑を図るものである。

### 2 内容

#### (1) 公表資料

ア 「道路工事執行計画表」(平成 14 年度以降作成のもの)

記載項目としては例えば次のものが考えられるが、各土木事務所における現行の「道路工事執行計画表」の記載項目でよいものである。

①工事箇所、②工事の目的、③工事の種類、④工事の予定期間、⑤工事の性格、⑥事業者、⑦工事の数量、⑧交通規制の内容、⑨交通規制区間の延長、⑩問合せ先

イ 次の情報(非開示情報)は、公表しないことができる。

① 土木事務所以外の事業者が公表に同意しない情報

② 静岡県情報公開条例第 7 条各号に規定する非開示情報に該当するおそれがある情報

#### (2) 公表方法

各土木事務所ホームページにおいて、公表(自由閲覧)。

#### (3) 公表時期

静岡県道路工事執行連絡地区協議会を開催後、速やかに行う。

### 3 作業手順

#### (1) 公表用資料の表紙(別記様式)を 1 部作成

別記様式により、必要な文字を加除、訂正して作成する(「別記様式」の文字は削る。)

#### (2) 公表内容の検討(必要に応じて、事業者にも照会)

次の手順で検討するが、「資料作成の作業負担をできるだけ軽減すること」を旨とし、原則として道路工事執行連絡協議会で配布された「道路工事執行計画表」をそのまま公表資料とする。

ア 道路工事執行連絡協議会に諮り、その場で又は事後に各事業者の了解を得る。

イ 土木事務所以外の事業者から非開示の申し出があった情報は公表資料に掲載しない。

ウ このほか、2(1)イ②により非開示にしようとする場合は、道路保全課と協議する。

#### (3) 公表用の「道路工事執行計画表」のファイルを 1 部作成(土木事務所長決裁)

ア 路線(又は事業者)ごとの計画表を非開示部分を除いてコピーし、表紙(別記様式)を加えて、A 4 縦型のフラットファイルに綴り込む。

イ 図面等の添付書類も原則として公表資料とするが、膨大にあるなど、写しの作成に要する事務負担が大きい場合は適宜省略することができる。

#### (4) 各土木事務所ごとにホームページに掲載する。

# 令和〇年度 道路工事執行計画表 (〇〇地区)

- 1 道路を利用される皆様に交通規制や道路工事の内容をお知らせし、道路を利用する際の参考にしていただくとともに、それぞれの工事の目的や必要性を明らかにし、工事について一層の御理解と御協力をいただくため、令和〇年度の道路工事執行計画を公表します。
- 2 対象は、静岡県〇〇土木事務所管内の県管理道路(国道及び県道)です。
- 3 対象工事は、令和〇年中に行われる予定の道路の改良、維持・修繕工事及び各事業者が行う電気やガス、水道などの工事です。
- 4 計画表には、路線別に、①工事箇所、②工事の目的、③工事の種類、④工事予定期間、⑤工事の性格、⑥事業者、⑦工事の数量、⑧交通規制の内容、⑨交通規制区間の延長、⑩問合せ先が記載されています。  
(作成上の注意：①から⑩までは各土木事務所の計画表の記載項目に合わせて加除する。)
- 5 計画表に記載された工事の計画は、令和〇年〇月現在における予定であり、その後の事情変化により、掲載されている内容が変更になる場合があります。また、災害復旧工事など、掲載されていない工事が行われる場合もあります。
- 6 計画表の写しが必要な場合は、当土木事務所ホームページからダウンロードください。不明な点がございましたら、当土木事務所〇〇課まで御連絡ください
- 7 このほか、道路工事に伴う交通規制の確定情報(全面通行止や渋滞が予想される片側通行規制)は、概ね2週間前に県交通基盤部のホームページに掲載します。  
\* アドレス <http://douro.pref.shizuoka.jp/kisei/program/>
- 8 なお、類似の公表制度として、「公共工事に係る発注の見通しに関する事項等の公表」があります。詳しくは、当土木事務所〇〇課へお尋ねください。

令和〇年〇月〇日

静岡県〇〇土木事務所

静岡県〇〇土木事務所〇〇課  
所在地  
TEL  
FAX